

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（689））
2. 日 時：平成30年2月20日 10時00分～12時10分
3. 場 所：原子力規制庁 9階南奥会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、角谷安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他4名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、「『**『**实用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準』への適合状況について』のうち、「1.0 共通事項」について説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【黒鉛スリーブ等の保管について】

- 黒鉛スリーブ等の放射性物質を貯蔵している東海発電所の貯蔵施設について、説明資料の一部は「確認中」としており、さらに東海発電所側の本件を説明できる担当者も来ていない。何をどのように貯蔵しているかといった事実関係は準備した上で、事業者としてヒアリングに臨むことは当然であり、お互い限られた時間の中で行うヒアリングが無駄とならないよう、事業者としてしっかり準備すること。
- 黒鉛スリーブの構造、粉碎後の金属部分を含む保管方法及び黒鉛スリーブ貯蔵庫のピットの構造（寸法、エレベーション、負圧管理の方法等）を説明すること。
- 燃料スプリッタ貯蔵庫及び燃料スワラー貯蔵庫についても同様に保管物、保管方法及び施設の構造を説明すること。

【技術的能力 1.0 本文】

- 審査会合において説明した東海第二と東海発電所で兼務する災害対策要員を明確に記載すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 技術的能力1.0.16「東海第二発電所重大事故等発生時における東海発電所及び使用済燃料乾式貯蔵施設の影響について」における東海発電所に保管する放射性固体廃棄物による影響に関する追加評価について
- ・ 玄海原子力発電所/柏崎刈羽原子力発電所/東海第二発電所 技術的能力比較表【対象項目：1.0重大事故等対策における共通事項】
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について